

NEWS

～ 平成 20 年 3 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

～法改正・制度改正のお知らせ～

「後期高齢者医療制度」の創設（平成 20 年 4 月）

平成 20 年 4 月より「後期高齢者医療制度」がはじまります。4 月時点で 75 歳以上の方は「後期高齢者医療制度」の対象となり、4 月以降「新しい保険証」が交付され現在の保険証は使えなくなります。また、4 月以降 75 歳に到達する方はその都度「後期高齢者医療制度」の対象となります。

現在、被保険者・被扶養者となっている方は、4 月 1 日付で資格喪失・被扶養者削除となりますので、4 月以降に現在使用している健康保険証を返却する手続きが必要になります。

弊事務所の顧問先様で該当者がいらっしゃる場合、手続き等につきましては順次ご案内申し上げます。

同封のパンフレットまたは厚生労働省ホームページをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/info02d_72.pdf

「労働契約法」が施行（平成 20 年 3 月）

労働契約法が平成 20 年 3 月 1 日から施行され、労働契約についての基本的なルールがわかりやすい形で明らかにされました。基本的には今までの解釈を法文化したものであり、実務上は従来の取り扱いと大きく異なるものではありません。

同封のパンフレットまたは厚生労働省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoukeiyaku01/dl/08.pdf>

「パートタイム労働法」が改正（平成 20 年 4 月）

勤務時間の短い「パートタイム労働者」について、「雇入れ時の労働条件の明示（義務化）」「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者の待遇差別禁止」などパートタイム労働法が改正されます。

同封のパンフレットまたは厚生労働省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/dl/tp0605-1i.pdf>